

平成 30 年 7 月豪雨により被災された被保険者の皆様へ

平成 30 年 7 月豪雨により被災された皆様につきましては、衷心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当該地震により被災された方が医療機関等で受診される際の一部負担金等※1の免除措置につきましては、令和元年 12 月 31 日をもって終了することといたしましたのでお知らせいたします。(ご使用いただいている一部負担金等免除証明書は、お手数ですがご自身で処分いただきますようお願いいたします。)

なお、「一部負担金等の免除要件※2」に該当する方で、令和元年 12 月 31 日までの間、医療機関等で一部負担金等を支払われた場合は、「国民健康保険一部負担金等免除申請書（平成 30 年 7 月豪雨）」及び「国民健康保険一部負担金等還付申請書（平成 30 年 7 月豪雨）」を提出いただくことにより、本組合から当該一部負担金等を還付いたします。

該当される方は本組合給付事務センター（電話 03-5210-4384）までご連絡ください。

※1 一部負担金のほか、保険外併用療養費、訪問看護療養費に係る自己負担額が免除対象です。

(入院時食事療養費の標準負担額（自己負担額）、柔道整復療養費の自己負担相当額等は除きます。)

※2 一部負担金等の免除要件

平成 30 年 7 月豪雨により災害救助法が適用された日において、当該市町村（被災区域）に住所を有していた方であって、次のいずれかに該当する場合

- ア 当該災害による被害を受けたことにより、住家の全半壊（全半焼）、床上浸水又はこれに準ずる被災※3をした場合
- イ 当該災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者※4が死亡又は重篤※5な傷病を負った場合
- ウ 当該災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明である場合
- エ 当該災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合
- オ 当該災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

※3 「これに準ずる被災」とは、長期避難世帯の方等となります。詳しくは給付事務センターにお問い合わせください。

※4 本組合ではほとんどの方の場合、「主たる生計維持者＝組合員」となりますが、組合員以外の方が主たる生計維持者であって上記に該当する場合は免除対象となります。詳しくは給付事務センターにお問い合わせください。

※5 「重篤な傷病を負った場合」とは、診断書等により 1 か月以上の治療を要するものと認められる場合です。